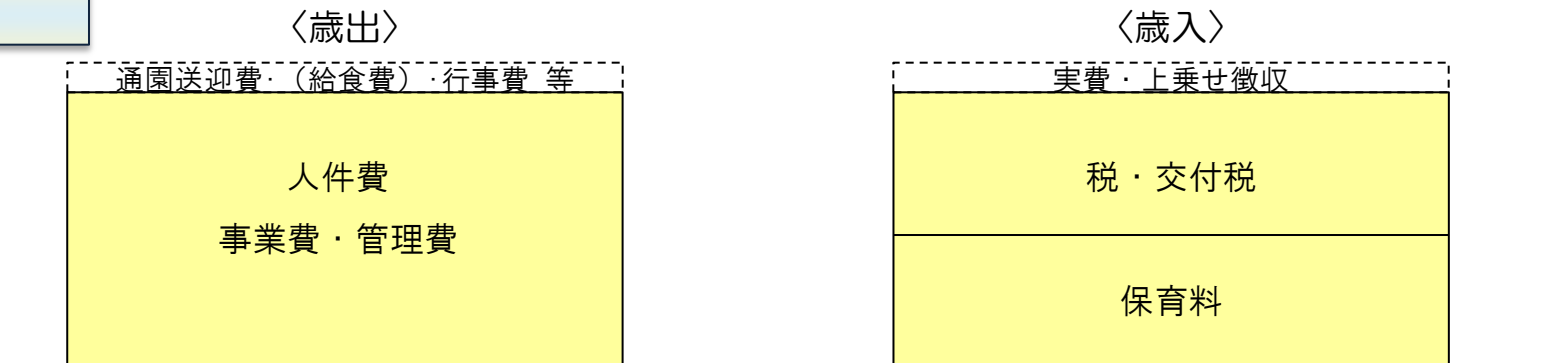


# 個人給付化に伴う市町村の歳入・歳出予算のイメージ（公立施設・事業）

現 行

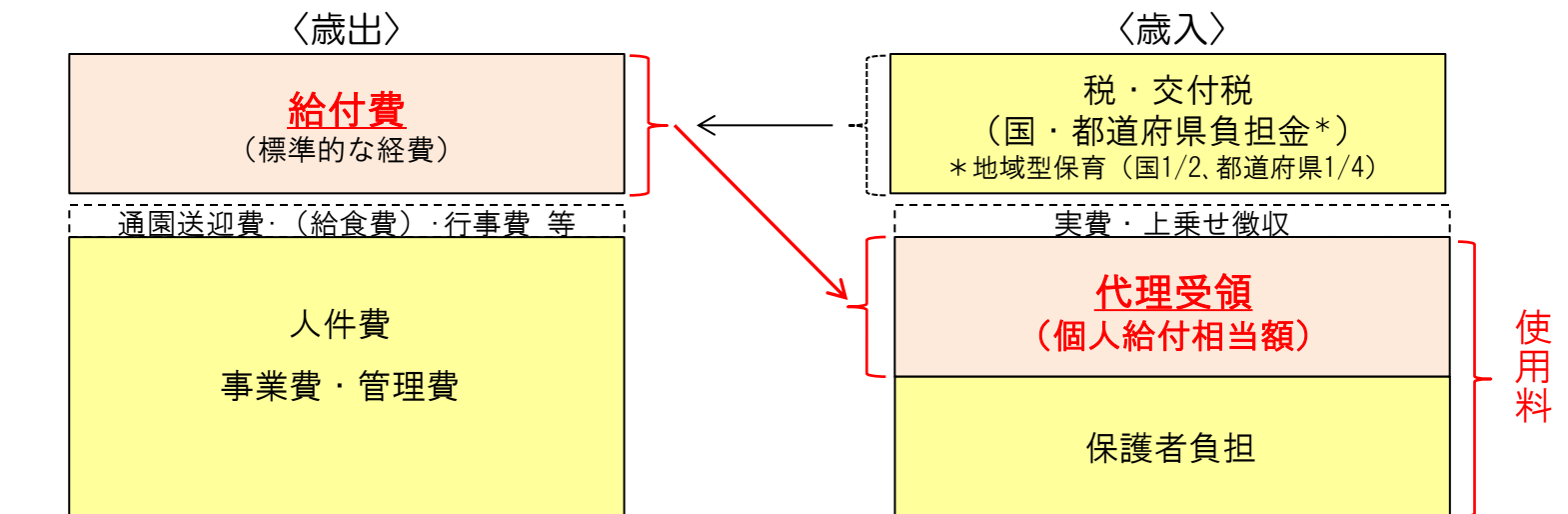


※上記の他に、就園奨励事業に関する歳入・歳出が計上されている場合がある。

新制度移行後

⇒ 給付費の歳出・歳入(代理受領)分、市町村の予算・決算規模が拡大する（所要の一般財源は変わらない）。

※市町村の予算上、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることになるが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たらない。



# 公立幼稚園・保育所・認定こども園に係る公定価格の設定方法

## 考え方

- 施設型給付費に係る公定価格（特定教育・保育に通常要する費用の額）については、公立施設（幼稚園・保育所・認定こども園）も含めて内閣総理大臣が定めることとされている。一方で、公立施設については、設置者である市町村の責任の下、全額が市町村の負担により運営されている施設である。そのため、公立施設に係る公定価格について、内閣総理大臣が定める基準としては「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」と規定している。

※ 地域型保育給付費に係る公定価格は、国・都道府県による負担が行われることになるため、内閣総理大臣が定める額による。

- 上記のとおり、公立施設の特定教育・保育に通常要する経費としての「市町村が定める額」の設定に当たっては、各市町村の公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに定めることになる。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額は次頁参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられる。

その際、

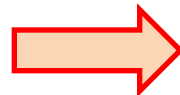
- ・平成27年度予算においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること
- ・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること
- ・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる）
- ・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること
- ・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること

等に留意が必要。

〈公立施設に係る実際の支出〉

通園送迎費・（給食費）・行事費等

人件費  
事業費・管理費



〈内閣総理大臣が定める公定価格〉

「市町村が定める額」  
（特定教育・保育に通常要する費用の額）

(参考) 国の公定価格の一般的な水準

地域区分	年齢区分	認定区分				
		1号	2号		3号	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
20/100 地域	4歳以上児	53,500	61,340	55,090		
	3歳児	68,300	75,690	69,440		
	1、2歳児				129,620	123,370
	乳児				212,120	205,870
16/100 地域	4歳以上児	51,900	60,040	54,050		
	3歳児	66,200	74,010	68,010		
	1、2歳児				126,440	120,450
	乳児				206,390	200,400
15/100 地域	4歳以上児	51,600	59,750	53,670		
	3歳児	65,800	73,610	67,530		
	1、2歳児				125,600	119,520
	乳児				204,990	198,910
12/100 地域	4歳以上児	50,600	58,740	52,900		
	3歳児	64,400	72,110	66,270		
	1、2歳児				123,150	117,300
	乳児				200,660	194,810
10/100 地域	4歳以上児	50,000	58,030	52,250		
	3歳児	63,600	71,210	65,430		
	1、2歳児				121,440	115,660
	乳児				197,730	191,950
6/100 地域	4歳以上児	48,700	56,730	51,100		
	3歳児	61,800	69,520	63,890		
	1、2歳児				118,140	112,510
	乳児				192,000	186,370
3/100 地域	4歳以上児	47,700	55,730	50,220		
	3歳児	60,600	68,230	62,710		
	1、2歳児				115,710	110,200
	乳児				187,680	182,170
その他 地域	4歳以上児	46,700	54,730	49,320		
	3歳児	59,300	66,950	61,540		
	1、2歳児				113,270	107,860
	乳児				183,360	177,950

## (参考) 他制度の公立施設の使用料条例の例

### 〇〇〇〇特別養護老人ホーム条例

(使用料)

第五条 特別養護老人ホームの使用料は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 介護保険法第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項の規定により、要介護状態区分、特別養護老人ホームの所在する地域等を勘案して算定される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 二 介護保険法第五十一条の三第二項第一号の規定により、特別養護老人ホームにおける食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 三 介護保険法第五十一条の三第二項第二号の規定により、特別養護老人ホームにおける居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

### 〇介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）
  - 二 介護保健施設サービス
- 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

〇〇〇〇総合福祉センター条例  
(負担金)

第14条 デイサービスセンターを利用する者は、負担金を納付しなければならない。

2 **負担金の額**は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**施行令**(平成18年政令第10号) **第17条各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、市長が定める基準により算定した額**とする。

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)  
(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

**第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額**(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円
  - イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの
  - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零